

欧米競争政策の動向のポイント

2023 年 12 月 11 日 No.42

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

1 企業結合事件

- (1) 連邦取引委員会、ICE とブラック・ナイトとの間で、住宅ローン技術取引を巡る反トラスト法上の懸念を払拭させるための和解案に到達(2023 年 8 月 31 日)
- (2) バイオ医薬品巨人アムジェン、ホライゾンの買収計画に対する FTC と 6 州の訴えを和解により解決(2023 年 9 月 1 日)
- (3) 連邦取引委員会、テキサス州全域にわたる麻酔科サービスを巡る競争を抑制しうる策略を実施したとして、プライベート・エクイティ会社等を提訴(2023 年 9 月 21 日)

2 共謀事件

- (1) 下請業者、在韓米軍基地での業務を巡る入札談合等に関与したとして、900 万ドル余りの刑事罰金と賠償金を支払うよう宣告される(2023 年 9 月 12 日)

II 欧州競争法(政策)

1 濫用事件

- (1) 欧州委員会、コンピュータチップ市場における反競争的慣行を理由に Intel に対し約 3 億 7636 万ユーロの制裁金を再度賦課(2023 年 9 月 22 日)

2 買収事件

- (1) 欧州委員会、Booking による eTraveli の買収を禁止(2023 年 9 月 25 日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では、企業結合事件 3 件及び共謀事件 1 件を取り上げる。

企業結合事件の 1 件目は、インターコンチネンタル取引所による住宅ローン関連ソフトウェア会社ブラック・ナイトの買収の阻止を求めて連邦取引委員会が行政審判を開始し、またその実行の差止めを求めて連邦地裁に提訴したという事案である。今般、両訴訟当事者は和解案に到達し、そして連邦取引委員会は、一連の住宅ローン組成ソフトウェア市場での競争上の懸念を払拭させるため、当該ソフトウェア事業の売却等を内容とする同意命令案を承認した。

上記 2 件目は、バイオ医薬品巨人アムジェンによる同業ホライゾンの買収計画の阻止を求めて、連邦取引委員会が行政審判を開始し、またその実行差止めを求めて連邦地裁に提訴したというケースである。本件では、被審人らの間で重複的に提供されている医薬品が無いところ、連邦取引委員会は、アムジェンが買収実行後にその大当たりをした医薬品らの支配力をテコ入れして、ホライゾンが持つ独占的な希少疾患用医薬品 2 薬を保険会社や薬剤給付管理会社らに優遇させようとするであろうとの従来の珍しい理論を採用した。今般、両訴訟当事者は和解案に到達し、そして連邦取引委員会は当該優遇的慣行の禁止等を内容とする同意命令案を承認した。

上記 3 件目は、テキサス州全域にわたる麻酔科サービスの競争を抑制しうる統合戦略を実施したとして、麻酔サービス提供者 US Anesthesia Partners 及同社を創設したプライベート・エクイティ投資会社を連邦取引委員会が相手取り、テキサス州南部地区地裁に訴えを提起した事案である。本件で、連邦取引委員会は、特定の買収案件ではなく、計画的な連続買収として知られるロールアップ戦略の実施が違法な企業結合に当たる、と初めて主張している。

共謀事件は在韓米軍基地の病院での修繕・保守の下請業務について、韓国の J&J Korea が他社と共謀して、入札談合等に関与したとして、テキサス州西部地区で正式起訴を受けたという刑事事件である。本件被告は本年 5 月に有罪の答弁を行って、今回は計 900 万ドル余りの刑事罰金と賠償金を支払うよう宣告された。

1 企業結合事件

(1) 連邦取引委員会、ICE とブラック・ナイトとの間で、住宅ローン技術取引を巡る反トラスト法上の懸念を払拭させるための和解案に到達(2023 年 8 月 31 日)¹

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は本日(8 月 31 日)、Intercontinental Exchange, Inc.(インターコンチネンタル取引所、以下「ICE」という。)が Black Knight, Inc.(以下「ブラック・ナイト」という。)

¹ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Secures Settlement with ICE and Black Knight Resolving Antitrust Concerns in Mortgage Technology Deal. August 31, 2023.

を約 131 億ドル(約 1 兆 9519 億円、1 ドル=149 円)で買収する提案を巡る反トラスト法上の懸念を払拭させるため、当事会社らとの間で合意に達した同意命令案を承認した。この和解案により、ブラック・ナイトによる住宅ローン組成サービス部門「エンパワー」と「オプティマル・ブルー」といった 2 事業の売却が確実となった。FTC はまた、当該事業らの売却後の成功を促すために他の譲歩も確保した。

本件同意命令案は住宅ローン技術プロバイダーの主要 2 社である、ICE とブラック・ナイトの統合を図る両社の取引案に対する FTC の正式な異議申立てを解消させるものである。申立てでは、この取引により、コストが上昇し、技術革新が減退し、また住宅ローン組成ツールを巡る貸し手の選択肢が減少するおそれがある、と主張されていた。

FTC 競争局のヘンリー・リュー局長は以下の声明を出した。

「当初計画されていたこの取引案では、住宅ローン組成プロセスの主要部分における競争が低下し、結果的として、貸し手と住宅購入者のコストが上昇するおそれがあった。これらの懸念に対処するため、FTC は本件同意命令案で、これらの重要市場での競争を維持させるための構造的救済措置その他の様々な措置を講じている。」

提案された本件同意命令の諸条件に基づき、ブラック・ナイトの「オプティマム・ブルー」事業、「エンパワー」事業及び特定の関連商品事業は、住宅ローン関連ツール及びソフトウェアのプロバイダーである Constellation Web Solutions Inc. (以下「コンステレーション」という。)に売却されるようになる。当該売却を確実に成功させるため、ICE とブラック・ナイトは、コンステレーションへの売却が完了するまで、両事業の存続可能性を維持し、またブラック・ナイトが両事業を運営している方針に沿ってコンステレーションもそれらを同様に運営できるようにするために、移行支援を提供するという必要がある。

また、本件同意命令案に基づき、ICE とブラック・ナイトは、今後 10 年間、如何なる対象資産を売却後に再取得したり、又は loan origination system(ローン組成システム、以下「LOS」という。)ソフトウェア事業の権益を取得したりする前に、FTC からの事前の承認を得るという必要がある。なお、当該期間において、両当事会社は、product, pricing, and eligibility engine(ローンの金利設定、与信審査；以下「PPE」という。)アプリ事業の権益を取得する場合に、FTC に対して事前に通知をするという必要がある。

提案されている同意命令には追加的な条件もある。とりわけ、それらは要旨以下のようなものである。

- ・ コンステレーションは、ソフトウェア「エンパワー」と共に ICE が買収する他の特定のブラック・ナイト住宅ローン関連商品及びサービスを再販売するためのライセンスを取得するようになっている。
- ・ ICE とブラック・ナイトは 1 年間、売却協定にまだ含まれていない特定の従業員を、コンステレーションが雇えるように手助けするという必要があり、当該従業員は売却対象資産と事業に対する責任を負っているスタッフである。

- ・ ICE 及びブラック・ナイトは、対象事業の売却後に職を求めたり、又は得たりした如何なる従業員に対しても、競業避止義務又は勧誘禁止の条項又は契約を実施・強制するということが禁じられている。
- ・ ICE とブラック・ナイトは、コンステレーションが「オプティマル・ブルー」事業の買収資金を調達する際に用いる約束手形を管財人に対し譲渡することになっており、同管財人は事業売却後 6 か月以内に同手形を売却する責任を負っている。
- ・ 提案された同意命令の遵守を監督する監視者が任命される予定である。

2023 年 3 月に FTC は、ICE によるブラック・ナイトの買収提案に対して異議を唱える審判の開始を全会一致で決定した(「欧米競争政策の動向のポイント」№36 参照)。ブラック・ナイトの「エンパワー」は全米第二位の LOS ソフトウェアであり、LOS ソフトウェアの利用により、貸し手は住宅ローンを組成する際に用いられるワークフローを管理することができるようになる。ブラック・ナイトの「オプティマル・ブルー」事業は住宅ローンの存続期間全体にわたって使用されるツールを提供しており、当該ツールには米国で最も有力な PPE、つまり、住宅ローンを組成する際にローン金利を特定してそれ確保するために用いられるソフトウェアが含まれている。貸し手は自身の LOS ソフトウェアと統合可能な PPE アプリの使用を強く好む。

本件審判開始決定書で FTC は、取引案が計画どおりに実行されると、ブラック・ナイトの「エンパワー」と国内 1 位の LOS である ICE の「エンコンパス」、及びブラック・ナイトの「オプティマル・ブルー」PPE アプリとその最大のライバルである ICE の「エンコンパス」PPE アプリが統合されるようになると主張していた。さらに、審判開始決定書では、この買収により、ICE は同社と競合する PPE アプリ・プロバイダーに対して ICE の支配的な「エンコンパス」LOS へのアクセスを限定する可能性が高まらるだろうとも主張されていた。そして、FTC は、この買収により、ICE が貸し手への費用負担を引き上げ、その結果として、住宅購入者が支払う手数料の増加がもたらされるようになるであろうと主張していた。

FTC がその審判開始決定書を発出する前に、ICE とブラック・ナイトは「エンパワー」と特定の関連資産を、コンステレーションに対して売却する取引案を発表していた。審判開始決定書で FTC は、この売却案が ICE とブラック・ナイトとの取引提案による潜在的な反競争的な影響を完全に解消するものでない、と主張していた。

FTC は本年 4 月、同委員会の行政審判の結果が出るまで ICE によるブラック・ナイト取引案の実行を阻止するために、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。数カ月にわたる訴訟を経た後の 7 月に、ICE とブラック・ナイトはブラック・ナイトの「オプティマル・ブルー」事業もコンステレーションに対して売却する取引案を発表した。

この発表を受けて、FTC と ICE、ブラック・ナイトは本件行政手続の潜在的な解決に向けて大きく前進し、8 月には、提訴権を損なうことなく、連邦訴訟を取り下げることに共同で合意した。

本件命令案の内容等に関する「同意命令への合意」(consent agreement)を受け入れてパブリックコメントに付すか否かについては、FTC による採決の結果、賛成 3 票、反対 0 票をもって議決された。提案されている同意命令に関する詳細は、一般からの意見の提出を促すための分析 (analysis to aid public comment) で確認することができる。FTC は連邦官報に一般からの意見の提出を促すための分析・その他の関+連文章一式 (consent agreement package) を近々公表する予定である。公表される通知には、意見の提出手順が記載されるようになっている。意見の受付期間は当該文章が連邦官報に公表された後の 30 日間である。寄せられた意見は、その処理後に Regulations.gov に公表される予定である。

(2) バイオ医薬品巨人アムジェン、ホライゾンの買収計画に対する FTC と 6 州の訴えを和解により解決(2023 年 9 月 21 日)²

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は、Amgen Inc.(以下「アムジェン」という。)が Horizon Therapeutics plc(以下「ホライゾン」という。)を約 278 億ドル(約 4 兆 1422 億円)で買収することによって生じる潜在的な競争上の弊害に対処するため、アムジェンとの間で合意に至った同意命令案を承認した。また、FTC 及び 6 州(カリフォルニアとイリノイ、ミネソタ、ニューヨーク、ワシントン、ウィスコンシン各州)の司法長官らは、本件買収に対する訴えを解決させるための全国的な和解案の一環として、連邦裁判所で提起された関連の予備的差止訴訟も取り下げることにしている。

FTC 競争局のヘンリー・リュー局長は以下のように発言した。

「製薬業界での統合により、製薬会社らは排除的なリベート慣行に取り組む能力とインセンティブを持つようになった。これは必須医薬品の価格高騰に繋がる可能性がある。今日提案された解決策は、FTC とその州当局パートナーらがこのような慣行を可能にする製薬会社らの企業結合を精査し、またこの重要な市場で患者と競争を守るのだ、という明確なメッセージを送っている。」

提案された同意命令に基づき、アムジェンは、ホライゾンが持つ甲状腺眼症の治療薬「テベツザ」又は難治性慢性痛風の治療薬「クリステクサ」とアムジェンの薬品を束ねることが禁じられている。また、アムジェンは、当該医薬品の何れかの購入、又は優遇扱いを条件に、アムジェン薬品に関連する如何なるリベートを提供したり、又は契約条件を導入したりすることもできない。さらに、アムジェンは、「テベツザ」又は「クリステクサ」と競合する薬品を排除したり、又は不利な立場に置くことを条件に、アムジェンの薬品に関連する如何なるリベートを提供したり、又は契約条件を導入したりすることもできない。

² Press Release, Federal Trade Commission, Biopharmaceutical Giant Amgen to Settle FTC and State Challenges to its Horizon Therapeutics Acquisition, September 1, 2023.

この同意命令案は、アムジェンによるホライゾン買収が反競争的であるとする FTC と州らの訴えを解決するものである。当該訴えによると、この買収により、アムジェンは、大ヒットの医薬品らの大規模なポートフォリオをテコ入れして、保険会社や薬剤給付管理会社に対して圧力をかけ、ホライゾンの2つの独占薬品である「テペッサ」と「クリステクサ」を優遇させたり、又は何れかの医薬品のライバルを不利に扱わせたりするようになるだろう。

また、提案された同意命令に基づき、アムジェンは、FTC から事前承認を受けない限り、甲状腺眼症又は難治性慢性痛風の如何なる治療薬を取得するための契約を締結したり、又は了解を得たりするのも禁じられている。なお、アムジェンは、FTC から事前承認を受けない限り、如何なる治療薬、当該治療薬のバイオシミラーや治療上の同等物を生産したり、又は販売したりする事業の権益を取得するための契約を締結したり、又は了解を得たりするのも禁じられている。

さらに、アムジェンは、Food and Drug Administration(食品医薬品局：以下では「FDA」という。)の臨床試験を終えたが、商業化前の段階にある甲状腺眼症又は難治性慢性痛風の何れかの治療薬を取得しようとする場合にも、FTC の事前承認を受けるといふ必要がある。追加的に、同意命令案に定められている諸条件に基づき、アムジェンは FTC の事前承認を 2032 年まで求めなければならない、また FTC の承認を求める場合には各州に当該承認請求を通知する必要がある。

本件同意命令案に含まれているその他の要件全ては、最終決定後の 15 年間有効となり、要件には、アムジェンが FTC 及び各州に遵守状況に関する年次報告書を提出する義務もある。アムジェンの遵守状況を監督する監視人が任命されることが予定されており、監視人の報告書も同様に FTC 及び各州に提出されるようになっている。

FTC が提案した同意命令は、とりわけ、アムジェンに対して、以下の事項も要求している。

- ・ 医薬品集に記載されている「クリステクサ」又は「テペッサ」の米国での保険適用範囲、分類、又は位置付けに関する保険会社との契約全てを監視人に対して、当該契約締結後の 30 日以内に提出すること；
- ・ 「クリステクサ」又は「テペッサ」が次の 3 条件全てを満たした場合、監視人に通知すること；①「クリステクサ」又は「テペッサ」が患者の自己投与薬として FDA に承認され、②「クリステクサ」又は「テペッサ」の自己投与薬が市販され、また③「クリステクサ」又は「テペッサ」の自己投与薬がそうでなくても、薬剤給付管理薬品としてカバーされる資格を有するようになった；
- ・ 米国における「クリステクサ」又は「テペッサ」の購入、補償内容、又は薬効分類に関する保険会社との契約又は交渉に直接関与したアムジェンの職員に対して、本件同意命令を検討させ、書面(電子メールを含む)にて彼ら彼女らが同命令の義務を理解し、遵守していることを、毎年承認させること。

2023 年 5 月に FTC は、本件取引計画の実行差止めを求めて、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所に提訴した(「欧米競争政策の動向のポイント」№39 参照)。訴状で FTC は、この取引案によ

り、アムジェンが「テペッサ」と「クリステキサ」のライバル薬品を排除する能力と動機を持つようになるであろうと主張した。さらに訴状によると、甲状腺眼症と難治性慢性痛風の治療薬市場のそれぞれにおける「テペッサ」と「クリステキサ」の独占的地位が確固たるものになるであろう。何故なら、両医薬品の所有者がより小さい医薬品ポートフォリオを持つホライゾンから、大当たりした医薬品らの幅広いポートフォリオを持つアムジェンに変わるため、参入障壁が高まり、また中小企業が激しく競争するのを躊躇するようになるからである。本件は医薬品会社らの企業結合計画に対して FTC が異議を唱えた十数年ぶりの訴訟である。

提案されている本件同意命令に関する詳細は、一般からの意見の提出を促すための分析 (analysis to aid public comment) で確認することができる。

同意命令案を受け入れてパブリックコメントに付するか否かについては、FTC による採決の結果、賛成 3 名、反対 0 名をもって議決された。リナ・M・カーン委員長は別の声明を発表し、同発表にはレベッカ・ケリー・スローター委員とアルバロ・ベドヤ委員が加わった。

FTC は連邦官報に一般からの意見の提出を促すための分析・その他の関連文章一式 (consent agreement package) を近々公表する予定である。公表される通知には、意見の提出手順が記載されるようになっている。意見の受付期間は当該文章が連邦官報に公表された後の 30 日間である。寄せられた意見は処理後に、Regulations.gov に公表される予定である。

(3) 連邦取引委員会、テキサス州全域にわたる麻酔科サービスを巡る競争を抑制しうる策略を実施したとして、プライベート・エクイティ会社等を提訴(2023 年 9 月 21 日)³

連邦取引委員会は本日(9 月 21 日)、テキサス州で麻酔サービスの有力プロバイダーである US Anesthesia Partners, Inc.(米国麻酔パートナーズ、以下「USAP」という。)と、プライベート・エクイティ投資会社 Welsh, Carson, Anderson & Stowe XI, L.P.(以下「ウェルシュ・カーソン」という。)が複数年にわたる反競争的な謀略を実行したとして、両社を提訴した。訴状によると、当該謀略はテキサス州における麻酔科を統合し、テキサス州居住の患者らに提供される麻酔サービスの料金を引き上げ、また両社自身の利益を引き上げることを目的としていた。

連邦地方裁判所に提出された本件訴状で、FTC は、USAP と、USAP を創設したウェルシュ・カーソンがテキサス州の麻酔市場を統合し、独占化を図るための 3 部構成の戦略に取り組んだと主張している。第一に、両社はロールアップ戦略を実行し、すなわちテキサス州のほぼ全ての大規模な麻酔科を組織的に買収して、より高い料金を要求できる単一の有力なプロバイダーを作り出した。第二に、USAP とウェルシュ・カーソンは、残りの独立した麻酔科らとの価格設定協定を通じて、麻酔サービスの料金を更に引き上げた。第三に、USAP は同社の領域

³ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Challenges Private Equity Firm's Scheme to Suppress Competition in Anesthesiology Practices Across Texas, Sept. 21, 2023.

に重要なライバルが入らないようにするため、当該ライバルと協定を結んで、それを脇に迫りやっった。

FTC は、USAP の多角的な反競争的戦略とその結果として形成された支配力により、テキサス人が麻酔サービスで USAP 創設前よりも数千万ドル多く毎年支払っている、と主張している。

FTC のリナ・M・カーン委員長は以下の声明を出した。

「プライベート・エクイティ会社のウェルシュ・カーソンは、テキサス州のほぼ全ての大規模な麻酔科を買収するために、ロールアップ戦略の先頭に立ち、また USAP を設立した。価格設定と市場分割を内容とする一連の違法な協定と併せて、この戦略は USAP とウェルシュ・カーソンによる麻酔サービスの料金引き上げを可能とし、その結果として、両社は、テキサス州の患者と企業を犠牲にして両社の幹部達のために何千万ドルもの余分なお金をかき集められた。FTC は公正な競争を不法に阻害し、米国民に損害を与えた連続買収やロールアップその他の陰密な統合スキームを引き続き精査し、またその関与者らを訴えていくつもりである。」

FTC の訴状で述べられているとおり、ニューヨーク市に本拠を置くウェルシュ・カーソンは、テキサス州では麻酔科サービスが相互に競争する小規模な診療グループらで提供されていることに気が付き、その後の 2012 年に USAP を設立した。この構造により、保険会社らは各社それぞれのため、各社それぞれの顧客のため、そして最終的には各社それぞれの患者のために値下げ交渉を行うことが可能であった。そこでウェルシュ・カーソンは、この競争を排除することで利益を得るチャンスがあると考えた。

USAP はその設立以来、テキサス州で十数社もの麻酔科を取得している。FTC によると、USAP は各麻酔科それぞれを買収するにつれて、買収されたグループの料金を USAP のより高い料金に引き上げ、その結果として、以前と同じ医師による麻酔サービスの料金が大幅に上昇していった。このロールアップ戦略により、USAP はテキサス州、並びにヒューストンやダラスを含む同州の大都市圏の多くで、麻酔サービスの有力なプロバイダーになることができた。USAP の規模と料金は今や競合他社のそれらを遥かに上回っている。

また、FTC の訴状では、USAP が以下の方法で料金をさらに吊り上げようとしたと主張されている。

- ・ 価格設定協定の締結又は維持:ヒューストン市とダラス市の主要病院らで独立系麻酔グループらによって提供されるサービスに USAP の市場支配的な料金を同社が課しうることを定めた協定を同社が締結又は維持した。
- ・ 市場分割取決めの形成:USAP とウェルシュ・カーソンは、別の手麻酔プロバイダーから、USAP の領域には入らないという約束を取り付けた。

FTC は USAP とウェルシュ・カーソンの行為が違法な独占行為、違法な買収、独占への共謀、不公正な競争方法、また違法な取引制限行為に該当すると主張している。このような行為は FTC 法及びクレイトン法に違反する。

FTC は USAP とウェルシュ・カーソンの反競争的行為の影響を是正し、またそのような行為の再発を防止するために必要な衡平法上の救済を求めている。

テキサス州南部地区連邦地方裁判所に予備的差止命令及びその他の衡平法上の救済を求める権限を FTC の職員に与えるかどうかについては、FTC による採決の結果、賛成 3 票、反対 0 票をもって議決された。

FTC 競争局ヘルスケア課が本件調査を担当した。

2 共謀事件

(1) 下請業者、在韓米軍基地での業務を巡る入札談合等に関与したとして、900 万ドル余りの刑事罰金と賠償金を支払うよう宣告される(2023 年 9 月 12 日)⁴

韓国に本社を置く企業である J&J Korea Inc.(以下「J&J」という。)は本日(9 月 12 日)、テキサス州西部地区連邦地方裁判所オースティン支部の連邦判事より、入札談合と詐欺罪に対する刑事罰金と賠償金として 900 万ドル(約 13 億 4100 万円)余りを支払うよう命じられた。当該犯罪は在韓米軍基地での下請業務に関連するものであった。

5 月 10 日に J&J はテキサス州西部地区連邦地方裁判所において、通信詐欺の容疑で 1 つの訴因、また取引制限の共謀の容疑で 1 つの訴因について有罪を認めた。

司法省反トラスト局のマニッシュ・クマール刑事執行担当次長は、以下のように述べた。

「この事件で言い渡された多額の企業罰金と賠償命令は、米国内及び諸外国の両方で米国民が収めた税金を守ることの重要性を示している。反トラスト局と我々の Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策本部：以下では「PCSF」という。)のパートナー達は、犯罪者らが海外でそれらの策略を実行した場合でも、それが米国に対する入札談合取り決めその他の共謀である限り、当該犯罪者らを積極的に追求し続けて行くつもりだ。」

陸軍犯罪捜査司令部に属する主要調達詐欺対策課の現地事務所で働くマイケル・カラン主任特別捜査官は、以下の声明を出した。

「今日の量刑判決は、競争を排除するために入札談合を企み、また政府を騙し取ろうとする者が逮捕され、責任を問われるようになることを示している。犯罪捜査司令部は契約詐欺と汚職の疑いのある者が、それが誰であろうと、法に照らして裁かれるようになるよう努め続けていくつもりだ。」

連邦捜査局(FBI)刑事捜査課のレイス・ケサダ課長代理は、以下のように発言した。

⁴ Press Release, Department of Justice, Subcontractor Sentenced to Pay Nearly \$9 Million in a Criminal Fine and Restitution for Rigging Bids and Defrauding the U.S. Military, September 12, 2023.

「FBI とその提携相手先らは、入札談合に関与しようと共謀した個人や主体を精力的に捜査して訴追するよう尽力している。今日言い渡された量刑判決は、米国政府と米国国民を欺いた人が確実に裁かれることへの FBI の献身と決意を示すものである。」

裁判所への提出書類によると、J&J は他の共謀者らとともに、在韓米軍病院で修繕・保守の下請業務を行う対価として数百万ドルを獲得するため、入札談合を行い、また米国国防総省を騙し取った。この下請業務は U.S. Army Corps of Engineers(米陸軍工兵隊：以下では「USACE」という。)との元請契約に関連する作業であり、当該契約では、在韓米軍病院を含む世界中の米軍施設での修繕・保守サポートサービスの提供に関する規定がある。当該 USACE 契約の下で、元請業者は下請業務を発注する際に競争入札方式を使用しなければならなかった。しかし、J&J とその共謀加担者である韓国に所在する別の会社が入札談合を行うことに合意し、結果として、J&J は当該 USACE 契約に基づく韓国での下請作業のほとんど全てを受注できるようになった。

この策略は遅くとも 2018 年 11 月から 2021 年 3 月まで実施され、その結果、国防総省は J&J に対して、当該業務の対価として計約 360 万ドル(約 5 億 3640 万円)を過剰に支払った。本件量刑判決の一部として、同社は 500 万ドル(約 7 億 4500 万円)の罰金と 360 万ドルの賠償金を支払わなければならない。この有罪の答弁と量刑判決の言い渡しは、在韓米軍施設での業務を巡る入札談合と関連詐欺罪に対する進行中の捜査で行われた初のものである。2022 年 3 月には、J&J の役員 2 名も同様の行為と関連して大陪審による起訴の決定を受けた。

反トラスト局刑事執行第 2 課、陸軍犯罪捜査司令部、及び FBI がこの事件を捜査した。

反トラスト局の公判弁護士であるダニエル・E・リプトンとダニエル・P・チャンの各氏それぞれが、テキサス州西部地区連邦検事補であるマシュー・B・デブリン氏の支援を受けて、この事件を訴追した。

PCSF は司法省より形成された共同の法執行取組であり、連邦や州、地方といったあらゆるレベルの政府による調達や補助金付与、公的プログラムへの資金援助に影響を与える反トラスト法犯罪及び関連詐欺罪を取り締まることを目的としている。PCSF は PCSF:グローバルの立ち上げにより、その活動範囲を拡大した。グローバル PCSF は、米国外で行われる財政支出の獲得を狙った共謀行為の抑止と探知、捜査、訴追を目的としている。詳細については、www.justice.gov/procurement-collusion-strike-force をご覧ください。

(お問い合わせは、佐藤 潤・慶應義塾大学産業研究所共同研究員 jun_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、濫用事件1件と買収事件1件を取り上げる。

濫用事件では、かつて欧州委員会により市場支配的地位の濫用が認定された Intel をめぐる事件である。本件において欧州委員会は、2009年に約1590億円のユーロの制裁金を賦課したが、一般裁判所は2022年に本決定で認定された違反行為のうち競争者のx86 CPUを搭載したコンピュータの販売中止・延期を濫用行為とした部分を取り消した上で、欧州委員会の賦課した制裁金全額を取り消した。これを受け、欧州委員会は再審査を行い、Intelによる違反行為のうち、コンピュータ製造業者への条件付きリベート供与に係る部分のみを濫用行為と認定した上で、改めて565億円の制裁金を賦課する決定を採択した。

買収事件では、ホテル・オンライン旅行代理店市場において事業活動を行っている Booking(米国)が、同業の eTraveli(スウェーデン)買収を届け出たところ、欧州委員会により禁止された事件である。欧州委員会は、本件買収により EEA 域内のホテル・オンライン旅行代理店市場において Booking が支配的な地位を強化することにより生じる競争上の懸念を認定した。しかしながら Booking より欧州委員会の懸念に対処するのに足る問題解消措置が提示されなかったため、欧州委員会は本件買収を禁止した。なお、過去10年間に約3500件の買収事件が欧州委員会に届け出られたが、本件は11件目の禁止事件である。

1 濫用事件

(1) 欧州委員会、コンピュータチップ市場における反競争的慣行を理由に Intel に対し約3億7636万ユーロの制裁金を再度賦課(2023年9月22日)⁵

欧州委員会は2023年9月22日、x86 中央処理装置(以下「CPU」という。)と呼ばれるコンピュータチップ市場において、以前認定された支配的地位の濫用を理由に、Intel に対し約3億7636万ユーロ(約565億円、1ユーロ=150円換算)の制裁金を再度賦課した。Intel は、EU 競争法に違反して関連市場から競争者の排除を目的とした一連の反競争的行為を実施していた。

制裁金を再度賦課する決定

欧州委員会は2009年、Intel がx86 CPU 市場における支配的な地位を濫用したことを認定し、同社に10億6000万ユーロ(約1590億円)の制裁金を賦課した。本決定は、Intel が次の2つの特定の違法な行為を実施していたという調査結果に基づくものである。すなわち(i)すべて、又はほぼすべてのx86 CPU を Intel から購入することを条件に、コンピュータ製造業者に完全又は部分的に隠蔽されたリベートを提供したこと(いわゆる条件付きリベート)、及び(ii)コンピ

⁵ Press Release, European commission, Antitrust: Commission re-imposes €376.36 million fine on Intel for anticompetitive practices in the market for computer chips, 22 September 2023.

ュータ製造業者に金銭を支払い、競争者の x86 CPU を搭載した製品の発売を中止又は延期し、これらの製品を対象とする販売経路を制限したこと(いわゆる露骨な制限)である。

一般裁判所は 2022 年、2009 年の欧州委員会決定のうち Intel の条件付きリベート供与の慣行に関する部分を取り消した。同時に一般裁判所は、Intel の露骨な制限が EU 競争法の下、支配的地位の濫用に該当することを認定した。また一般裁判所は、露骨な制限のみに関して制裁金額を確定することはできないと結論付け、Intel に賦課された制裁金の全額を取り消した。

本判決を受けた欧州委員会は、露骨な制限のみを対象として Intel に制裁金賦課する新たな決定を採択した。本制限は 2002 年 11 月から 2006 年 12 月の間にかけ行われ、競争者の x86 CPU を搭載した製品の発売を中止又は遅延し、販売経路を制限するために、Intel がコンピュータメーカー3 社(HP、Acer、Lenovo)に対し金銭を支払ったというものであった。

露骨な制限は重大な違反行為に該当

露骨な制限は、重大な EU 運営条約 102 条違反に該当するため、欧州委員会は Intel に対して約 3 億 7636 万ユーロの制裁金を再度賦課することを決定した。本日の決定により賦課された制裁金の減額は、2009 年の欧州委員会決定よりも違反行為の範囲が狭いことを反映している。

なお本日の決定は、条件付きリベートに関する 2009 年の違反決定を取り消した 2022 年の一般裁判所の判決について、欧州委員会が上告した係属中の訴訟に影響を与えるものではない。

背景

欧州委員会は 2007 年 7 月 26 日に正式手続を開始し、Intel に対する異議告知知書を採択した。欧州委員会は 2008 年 7 月 17 日に補足的な異議告知知書を送付し、その後最終決定に関する追加事実を説明する書簡を送付した。欧州委員会は 2009 年 5 月 13 日、x86 CPU 市場における支配的地位を濫用したことを理由に Intel に対し 10 億 6000 万ユーロの制裁金を賦課した。

一般裁判所は 2014 年、2009 年の欧州委員会決定(T-286/09)に対する Intel の取消訴訟を棄却した。EU 司法裁判所は 2017 年、Intel による控訴を受けて 2014 年の一般裁判所判決を取り消し、本件を一般裁判所に差し戻した(C-413/14P)。EU 司法裁判所は判決の中で、条件付きリベートが EU 競争法違反となる場合の条件をさらに明確にした。同時に Intel が 2014 年に一般裁判所において依拠した経済的証拠を考慮して、条件付きリベートが競争を制限する可能性について再検討することを一般裁判所に求めた。一般裁判所は 2022 年、再度判決を下し、条件付きリベートに関する 2009 年の欧州委員会の決定の一部を無効にしたものの、Intel の露骨な制限については違法性を確認した(T-286/09 RENV)。しかしながら一般裁判所は、露骨な制限のみに関する制裁金額を確定することはできないと結論付け、Intel に賦課された制裁金

の全額を取り消した。これを受け欧州委員会は、条件付きリベートに関する一般裁判所の 2022 年の判決の一部について EU 司法裁判所に上告した(C-240/22P、係属中)。

2 買収事件

(1) 欧州委員会、Booking による eTraveli の買収を禁止(2023 年 9 月 25 日)⁶

欧州委員会は、EU 合併規制の下、Booking Holdings(以下「Booking」という。)による Flugo Group Holdings AB(以下「eTraveli」という。)の買収を禁止した。Booking は、本件買収により EEA(欧州経済領域)域内のホテル・オンライン旅行代理店(以下「OTA」という。)市場における支配的な地位を強化することが見込まれていた。Booking は、本懸念に対処するのに十分な問題解消措置を提供しなかった。

欧州委員会の調査

本日の決定は、集中の進んだ業界における OTA サービスの主導的供給者である Booking と eTraveli の両社の統合に関する欧州委員会の詳細調査を経たものである。Booking は、ホテル OTA の主導的事業者であり、eTraveli はヨーロッパにおける航空券 OTA サービスの主要な供給者の 1 社である。Booking は、主として価格比較プラットフォーム KAYAK を通じてメタサーチサービス(以下「MSS」という。)の市場においても活発に事業活動を展開している。

OTA は、宿泊施設、航空券、レンタカー、アトラクションなどの旅行サービスの需要と供給をマッチングする重要な仲介サービスを提供する。EEA 域内だけでも OTA の取引高は年間 1000 億ユーロ(15 兆円)に達している。ホテル OTA サービスは、OTA 市場の中で最大、かつ最も収益性の高い分野であり、年間約 400 億ユーロ(6 兆円)に上る価値がある。

欧州委員会は調査の過程で、ホテルや競合する OTA を含む多数の関係者からフィードバックを受け取った。市場参加者は本件取引により EEA 域内のホテル OTA 市場における Booking の支配的な地位が強化され、競争が減少することで、ホテルさらには消費者が支払う価格が上昇するおそれを懸念していた。

欧州委員会の決定

欧州委員会は、上記の懸念について、以下のことを認定した。

- ・ Booking は EEA における支配的なホテル OTA であり、過去 10 年間一貫して成長を続け、60%を超える市場占拠率を有している。本市場における大規模な競争者は 1 社のみであり、他の競争者は遙かに小規模であり、米国市場に傾注している。競争関係にある OTA は、Booking に対し十分な競争的な価格圧力をかけられないため、Booking は一部の主要な競

⁶ Press Release, European commission, Mergers: Commission prohibits proposed acquisition of eTraveli by Booking, 25 September 2023.

争者よりも高い手数料をホテルに請求できる立場にある。さらに Booking は、ホテルの提供規模を大幅に拡大し、これまで以上に多くの消費者を引きつけることによりネットワーク効果の恩恵を受けている。

- ・本件取引が実施されると Booking は主要な顧客獲得チャネルを取得することになる。航空券 OTA サービスは、宿泊施設に次いで 2 番目に大きな OTA 市場であり、Booking の中核となるホテル OTA ビジネスを最も補完するものである。航空券 OTA サービスは、大量のトラフィックを生成し、旅行計画の最初のステップとなることが多いため、ホテル OTA にとって重要な顧客獲得チャネルとなっている。航空券 OTA 市場において eTraveli は、クラス最上位の OTA であり、EEA 域内第 2 位の事業者である。Booking は eTraveli の機能を梃子として欧州の主要な航空券 OTA になる可能性があった。
- ・Booking は本件取引により、ホテル OTA ビジネスを中心とした旅行サービスのエコシステムを拡大できる可能性があった。航空券 OTA 商品は、Booking のプラットフォーム上で大量の追加トラフィックを生成するため、本エコシステムにおける重要な成長手段となる。これはさまざまな旅行 OTA サービスの中で、宿泊のクロス販売につながる可能性が最も高いのが航空券であることによる。航空券を購入した消費者の相当割合は、Booking のプラットフォームに留まり、航空券の購入に引き続いて追加的な宿泊の予約を行うことが見込まれるため、Booking は既存顧客から利益を得られるようになる可能性があった。したがって本件取引が実施された場合、競争者がホテル OTA 市場における Booking の地位に対抗することは、より困難になったであろう。
- ・本件取引は、Booking のプラットフォームへのトラフィックと売上が増加することでさらに強化されることになった。ネットワーク効果と参入障壁の増大により、競合する OTA がホテル OTA ビジネスをサポートできる顧客ベースを開発することが困難になっている。現在、有力な競争相手になりうる OTA も本件取引の実施により、そのような立場を失う可能性がある。
- ・Booking の支配的地位が強化されれば、ホテルに対する交渉上の地位はさらに強化され、より安価な販売チャネルから Booking に需要が移ることになる。これによりホテル、さらには消費者が支払うコストが上昇する可能性があった。

Booking の提案した問題解消措置

Booking から提案のあった問題解消措置は、競争が永続的に維持されるもの結論付け、欧州委員会の競争上の懸念に適切に応えるものではなかった。Booking は、航空券の購入後に旅行者に表示されるチェックアウトページ上に競合ホテル OTA が提供する複数のホテルのオフアーを選択できる画面を表示することを提示した。これにより顧客は、選択画面上で表示されたホテルのオフアーをクリックすることにより、ホテル OTA の Web サイトへ遷移できる。

選択画面は、次のような特徴を備えることとしていた。

- ・選択画面は、Booking のメタ検索サービス(MSS)サービスである KAYAK により強化される。
- ・選択画面は、EEA 域内に居住する航空券の顧客と、EEA 域外に居住し EEA 域内を旅行する航空券の顧客を対象として、Booking.com ブランドの航空券プラットフォーム上と eTraveli ブランドの航空券プラットフォーム上に表示される。
- ・OTA が提供する 4 つのホテルの選択肢が表示され、各ホテル選択肢の下に表示されるドロップダウンメニューには、当該ホテルに対する他のホテル OTA からのオファーが最大 4 つ含まれる。
- ・最初に表示されお薦めの OTA は、各ホテルの最安値を提供する OTA である。KAYAK アルゴリズムは、次の目的で使用される。(i)選択画面に表示される 4 つのホテルを選択する。(ii)各宿泊施設のドロップダウンメニューに表示される追加の OTA を選択する。KAYAK アルゴリズムには、入札のメカニズムが含まれており、選択画面からの紹介に対して競争者から予約に対する報酬が得られることになる。
- ・ホテル OTA は、以下の基準を満たしている場合に表示される。(i)OTA パートナーに対する KAYAK の技術基準及び品質基準に適合していること、(ii)総宿泊収入の少なくとも 60%をホテル客室販売から得ていること。なお、Booking のオファーも表示できる。

欧州委員会は、関連する市場参加者による有効性のテストを含め、提案された措置に対する広範な分析を実施した。欧州委員会が受け取ったフィードバックは、提案された措置は十分に包括的かつ効果的なものではなく、競争上の懸念を完全に排除できなかったことを示している。具体的には、

- ・競合するホテル OTA によるオファーの選択とランキングは、Booking の子会社である KAYAK が実施面の一部を管理していたため、十分な透明性と非差別性を備えていない。
- ・競合するホテル OTA からのオファーは、航空券のチェックアウトページにのみ表示され、電子メール、通知、Web サイトの他のページなど、他の重要なクロス販売の機会には表示されない。さらに航空券のチェックアウトページは、Booking が eTraveli の買収を通じて実現できたクロス販売の機会のごく一部に過ぎない。
- ・特に Kayak のアルゴリズムがブラックボックスとして機能しているため、措置を効果的に監視することは困難である。

欧州委員会は上記に基づいて、Booking が提供した問題解消措置は競争上の懸念に対処し、本件取引による競争への悪影響を防ぐには不十分であると認定した。よって欧州委員会は、提案された本件取引を禁止することとした。

企業と製品

Booking は米国に本社を置き、Booking.com、Rentalcars、Priceline、Agoda などの OTA ブランドを運営している。Booking は EEA 域内において、主に Booking.com ブランドの下でホ

テル OTA サービスを提供しているほか、限定的ながら eTraveli から調達した航空券 OTA サービスも提供している。さらに Booking は、KAYAK ビジネス(KAYAK、Momondo、CheapeTraveli、HotelsCombined などのブランドを含む)から調達した航空券 OTA サービスも提供している。Booking は、提供する機能を持たない特定の競合 OTA に対し、商業提携プログラムを介して OTA 宿泊施設機能へのアクセスを提供している。

eTraveli はスウェーデンに本社を置き、Gotogate、My Trip、Seat24、SuperSaver の各ブランドを通じて OTA を運営している。eTraveli は主に航空券 OTA として活動している。

なお、本件取引は 2022 年 10 月 10 日に欧州委員会に通知され、欧州委員会は同年 11 月 16 日に詳細調査を開始した。その後欧州委員会は 2023 年 6 月 9 日、欧 Booking に対し異議告知書を送付した。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)